

# 建設企業常任委員会会議録

平成27年2月13日

北 見 市 議 会

午前 9時58分 開 議

○（隅田委員長） ただいまから建設企業常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○（置田局長） ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は6名、全員出席であります。

以上であります。

○（隅田委員長） 暫時休憩いたします。

午前 9時58分 休 憩

---

午前 9時58分 再 開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、まず都市建設部からの報告2件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（佐藤部長） おはようございます。それでは、私から説明に入ります前に、今回提出させていただいております案件の概要につきましてご説明させていただきます。

初めに、北見市景観計画についてでございます。これまでも当委員会にご報告をさせていただいておりますが、計画策定が終わり、パブリックコメントや市民説明会などを経て、景観審議会が計画案が承認されましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

次に、北見市公営住宅等長寿命化計画の見直しについてでございます。これまでも、当委員会におきまして計画見直しの概要と計画案の中間報告をさせていただいたところでございますが、本日は北見市公営住宅等長寿命化計画案がまとまりましたので、ご報告をさせていただきたいと思っております。

なお、詳細につきましてはそれぞれ担当課長、主幹よりご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○（藤原課長） おはようございます。北見市景観

計画につきまして説明させていただきます。

北見市景観計画につきましては、これまでも当委員会にご報告させていただきながら策定を進めてまいりました。本日は計画の策定が完了いたしましたので、別冊資料として北見市景観計画をお配りしております。

それでは、委員会資料に基づきご説明させていただきます。1ページをごらんください。（1）、これまでの経過でございます。景観計画につきましては、景観審議会や都市計画審議会のご意見を伺いながら策定を行い、11月25日開催の当委員会で計画案をご報告させていただきました。その後、12月11日から1月9日までの30日間、パブリックコメントを実施いたしました。意見などの応募はございませんでした。また、市民説明会を各自治区で行いました。実施日及び参加人数は記載のとおりでございます。説明会では、今後の取り組みに関する質問が多く出され、計画案の変更となるようなご意見はございませんでした。

次に、景観重要公共施設に関する事項の協議についてですが、国道39号の西8号から東6号までの区間を景観重要公共施設として位置づけるために、道路管理者であります網走開発建設部と協議を行い、本年1月16日に同意をいただいたところでございます。

以上、景観法に定められた手続を経て、取りまとめた案を本年2月6日開催の景観審議会にお諮りし、原案どおり承認をいただいたところでございます。

2ページをごらんください。昨年11月に当委員会にご報告した時点からの変更箇所を記載しております。景観重要公共施設の整備に関する事項として、3つの方針を記載しておりましたが、電線類の地中化に伴い設置する地上機器は民間企業の所有する施設であり公共施設ではないとのことから、最終的な計画案からは削除いたしました。

次に、（3）、今後のスケジュールについてで

ございますが、2月中旬には景観計画を定めた旨の告示及び縦覧を行います。2月17日には景観フォーラム、2月20日には景観フォトコンテストの審査を行い、受賞作品の公開を行います。また、2月中旬から3月下旬までの期間で景観計画の施行に向けた周知を行い、本年4月1日から北見市景観計画を施行いたします。

3ページには、市民説明会での主な意見を記載しております。また、4ページには、景観フォーラムのパンフレットを載せております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○(川島主幹) それでは、私から北見市公営住宅等長寿命化計画の見直しにつきまして、委員会資料と別冊資料2をもとにご説明をさせていただきます。

初めに、委員会資料5ページの2、北見市公営住宅等長寿命化計画の見直しについてをごらんください。(1)、策定スケジュールにつきましては、フロー図のうち楕円で囲んでおります、①から③まで3段階に分けて進めており、昨年12月16日の本委員会において、②の課題整理、活用手法の選定方針までご説明させていただきました。本日は最終段階となります、③の活用手法の選定、活用計画につきまして取りまとめを終え計画案がまとまりましたので、主な内容についてご説明をさせていただきます。なお、今回報告の内容によりパブリックコメントを1カ月間行いますが、スケジュールにありますパブリックコメント後の本委員会の開催につきましては、活用手法などにかかわる変更が生じた場合に実施したいと考えております。

次に、別冊資料2の表紙の次にあります目次をごらんください。前回までに第7章までの報告を行っておりますので、今回の報告は第8章から第10章の3項目となります。

85ページをごらんください。第8章、公営住宅等ストック活用手法の選定結果では、第7章の活用手法の選定方針に基づき、1次判定から3次判定の結

果を整理しております。判定の流れについては、84ページ、図表7の1の選定フローをご参照ください。

(1)、1次判定結果は図表8の1のとおり、建てかえが260戸、建てかえまたは用途廃止が383戸、維持管理が387戸、継続判定が3,468戸となっております。判定内容については①から④に、団地別の判定結果は86、87ページに掲載しております。

次に、88ページの(2)、2次判定結果は1次判定において継続判定及び維持管理となったものについて判定を行い、図表8の3のとおり、建てかえまたは用途廃止が640戸、全面的改善がゼロ、個別改善が2,426戸、維持管理が789戸となっております。判定内容については①から④に、団地別の判定結果は91、92ページに掲載しております。

次に、93ページの(3)、3次判定結果は1次判定と2次判定の結果について、地域的視点など総合的な判定を行い、図表8の6のとおり、建てかえが1,351戸、用途廃止が24戸、全面的改善がゼロ、個別改善が2,334戸、維持管理が789戸となっております。判定内容については①から③に、団地別の結果は94、95ページの図表にまとめ、96ページには活用手法別の戸数などを図表によりまとめております。

次に、97ページをごらんください。第9章、建てかえ事業の実施方針では、建てかえ事業の実施に当たっての方針を整理しております。内容としましては、第6章に示した基本方針を踏まえ適正な管理戸数を考慮し、それぞれの自治区のストックや入居者の状況、環境や景観、市街地形成等の特性に配慮しながら計画的な整備を進めます。また、ユニバーサルデザインや地域材の活用、高齢者や子育て支援など関連する施策や福祉部局との連携により、市民にとって安心、快適な住まいづくりを進めるとしてまいります。なお、建てかえ事業を効率的、効果的に進めるため、①から⑥の事項に留意しながら事業を進めるとしてまいります。

次に、98ページをごらんください。第10章、長寿命化のための維持管理計画では、修繕、改善事業に

おける実施方針と内容、事業プログラム、長寿命化のための維持管理による効果を整理しております。10の1、修繕、改善事業における実施方針、内容では、国の示した修繕周期などを参考に、建物の状況や修繕、改善事業費の平準化を配慮しながら、計画的に実施時期として、（１）、修繕対応では、定期的な点検による効果的な効率的な修繕の実施を、（２）、個別改善では、計画期間内に行う主な改善事業の内容などを①から⑤に示しております。

次に、99ページ下段の10の2、事業プログラムについてですが、事業プログラムの策定は3次判定の結果に事業量や更新時期、財政状況等を総合的に勘案し、計画期間である平成27年から平成36年の事業プログラムを策定しており、表としてまとめたものを100ページ、101ページに掲載しております。この中で建てかえは、活用手法の欄がオレンジ色で示しております高栄団地など9団地となっており、計画期間中771戸を除却し、650戸を建設することとしております。また、個別改善は緑色で示しており、延べ戸数として2,599戸を実施することとなっております。計画期間内の活用手法別の戸数と棟数は、102ページの図表に、1次判定から3次判定の結果及び計画期間内の活用手法についてまとめた総括表は、103ページから114ページに掲載しております。

次に、115ページをごらんください。10の3、長寿命化のための維持管理による効果では、（１）、長寿命化計画策定による効果として、内容を①から④に示しております。このうち、①、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減については、（２）にライフサイクルコスト算出の基本的な考え方として、国の指針に基づいた算出の考え方を示しており、117ページの（３）に算出例を示しております。（３）のライフサイクルコストのモデル算出は、長寿命化型改善モデルとして第2夕陽ヶ丘団地1号棟、耐火構造4階建てをモデルとし、外壁、屋根などの改善を行い、使用年数が50年から70年になると想定し算出しております。結果としましては、長寿命化型改

善を行わない計画前モデルが年平均1戸当たり約64万円、改善を行った計画後モデルが約52万円となり、年平均改善額は約12万円となっております。

次に、118ページの④、ライフサイクルコストの改善額では、年平均改善額について現在価値化した改善額を算出しております。結果としましては、年平均1戸当たり約3万9,000円、1棟当たり94万円改善するという結果となっております。

最後に、（４）、計画期間内のライフサイクルコスト縮減効果は、計画期間内に長寿命化型改善を実施する住棟、102棟について算出した結果を図表にまとめております。縮減効果としましては、102棟で合計年間約5,600万円の効果があるという結果となっております。120ページから122ページには、資料として計画の策定経過及び用語解説を掲載しております。

以上で、北見市公営住宅等長寿命化計画の見直しにつきましてのご説明を終わらせていただきます。

○（隅田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（斎藤委員） まず、景観法の部分でお聞きしたいと思うのですが、資料の3ページに市民説明会でいただいた主な意見などということで記載がございます。その中で5番目、市に相談せずに届け出対象となる建物の色を変えてしまった場合はどう対応するのかという市民の方からの問いに対して、景観形成基準に合わない場合、改善していただくよう指導を行いますと。それで、指導に従わない場合は罰則を適用する場合がありますというように書かれてあります。これは、基本的に届け出対象となるのは2,000平米を超える、または高さとしては13メートルですか、そういう規模要件が示されて、そういう建物を建設するときにこの罰則が適用されるという解釈だと思うのですが、これはいわゆる景観法の100条及び101条に基づく罰則の適用と。ただ、それとは別にこの届け出対象にならない、例えば重要な景観形成区域において眺望を阻害するような建物が建った

場合、これは規模要件が2,000平米以下で、高さの制限も届け出対象とはならないものが建った場合に、景観を著しく阻害する場合にも、これは罰則の適用となるのかどうか聞きたいと思います。

また、景観法、景観条例を施行している他都市において、原状回復命令に従わず法の100条及び101条の罰則の対象となった事案があるのかどうか、そこもお聞きしたいと思います。

○（隅田委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

---

午前10時15分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（藤原課長） 斎藤委員からのご質問でございますけれども、あくまでも罰則の対象になりますのは、届け出の対象になる行為というように考えておりますので、届け出の対象にならない行為について、どんな色になったりどんな印象になったりしても、それは罰則の対象にはならないと考えております。

また、もう一つ、道内の事例でそういった罰則を適用した事例があるのかとのご質問でございますけれども、北海道から聞いている中では、勧告なり協議の段階でご理解をいただいて景観の形成基準に合わせていただいたという事例はあるというように聞いていますけれども、罰則までいった事例はないというように聞いております。

以上でございます。

○（斎藤委員） 今藤原課長から、あくまでも勧告及び命令、罰則の対象となるのは届け出対象となるものについてのみというようにご答弁いただきました。これは北海道から出している景観法に基づく届け出のご案内という中に、道条例の部分なのですが、ここには主要な展望地からの地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置や規模で建築物等を建設するとき、つまりその地域の持つ景観自体が

保存すべき景観だと。そこに、例えば展望するところから見ていて景観にそぐわない建物が建つ場合、それもあくまでも届け出の対象となる規模の建物についてであり、それ以下のものについてはいらないのでという答弁でいいのですね。また、敷地の外構が周辺景観と調和を欠くときとありますが、外構なんていうのは、面積要件なんかは示されていないと思うのですけれども、その辺いかがなんでしょうか。

○（隅田委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

---

午前10時22分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（藤原課長） 斎藤委員からご質問がありました景観法の届け出の対象にならないような小さな規模の行為について景観を阻害する場合、どのような対応をするのかというような趣旨のご質問だと思うのですけれども、景観計画を施行しまして景観法を活用できる制度も整いましたので、今後道とかそういったところとも協議をしながら、また市民の皆様の意見を聞きながら、そういうきめ細かい景観形成を図るべき地区を設定する必要があるということになれば、さらに強い規制等も検討しながら良好な景観が形成できるよう進めていきたいというように考えております。

それと、外構に関する面積要件的な基準は、現段階ではございません。

以上でございます。

○（斎藤委員） 今外構については、面積要件と規模要件が定められていないというようにご答弁いただきましたが、ということは、届け出はいらないので、2,000平米以下であれば、ただ命令基準の対象にはなるという解釈ですね。

○（藤原課長） 今の段階では、あくまでも命令の

対象になるのが、届け出が出てきたものに対しての改善ですとか変更のお願いということでございます。

以上です。

○(斎藤委員) それと、同じく市民の方からの4番目、どこからどんな景観が見えるか地図で整理する予定はあるのかとあり、今後景観マップを作成する予定であります。ただ、以前に響田委員も再三質問されていたと思うのですが、北見ヶ丘霊園からの展望は非常に良い展望なのだけれども、展望地周辺の木々が景観を見るに当たって阻害要因となっている。例えば、今後良好な景観を眺望できる地点というのをマップで示したら、そこに行ったら木が茂っていて全然見えませんという話にはならないので、その整備というのも当然されるというように私は認識するのですが、それはいかがですか。

○(藤原課長) 斎藤委員からの景観マップに関するご質問でございますけれども、ご指摘のとおり行ってもそこからいい景観が見えないというようになっては困りますので、そういったことも含めて良好な景観が見える場所、あるいは良好な景観が形成されている場所を紹介するような地図をつくってまいりたいというように考えているところでございます。

○(斎藤委員) それは、現在良好な眺望が確保できる場所だけを指定するのか、それとも例えば石北峠の展望台では展望台というようにうたっているのですが、そこに立つと木が茂っていて何も見えないのです。例えばオホーツクの森もそうです。オホーツクの森もてっぺんに行くと、看板にいろいろな山の名称もついていて見えるはずなのですが、実態としては見えないのです。そういうところを整備して眺望しやすいというか、見えるように整備される予定はあるのかどうか、聞きたいと思います。

○(藤原課長) 今の段階で、いろいろな施設において眺望しやすいような整備を図る予定というか、そういう計画は今のところございません。あくまで

も、景観フォトコンテストですとか良好な景観資源を景観ワークショップなどで、そういった景観資源をピックアップさせていただきましたのでマップ化して、どこにどんな景観資源があるのかとかいうことを市民の皆様にお知らせしたいという趣旨でつくろうと思っております。

以上でございます。

○(隅田委員長) 暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

---

午前10時27分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○(藤原課長) 斎藤委員からのご質問でございますが、景観マップの作成に関しまして、眺望できる場所で今現段階で木が成長して眺望できないような状況が見られる場所につきましては、各施設の管理者と協議をさせていただきます。今後の対応の方向性を検討したいと思っております。

以上でございます。

○(隅田委員長) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で都市建設部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

---

午前10時29分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、企業局からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(今 局長) おはようございます。それでは、私から企業局所管にかかわります案件につきまして、ご説明させていただきます。

北見市上下水道中期経営プラン、後期についてで

ありますが、平成22年度から平成31年度の10年間の経営戦略といたしまして、北見市上下水道ビジョンを平成22年3月に策定し、現在事業を進めているところでございます。ビジョンの計画期間が本年度で前期5年を迎えますことから、実施事業の進捗状況や社会環境等の変化を反映した後期5カ年の中期経営プラン、素案につきまして上下水道審議会においてご議論をいただいたところであります。そして、最終案がまとまりましたのでご報告いたします。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○（伊藤課長） おはようございます。それでは私から北見市上下水道中期経営プラン、後期案につきましてご説明させていただきます。

お手元の資料を2枚めくっていただき、1ページをごらんください。初めに、北見市上下水道ビジョンと中期経営プランの位置づけであります。上下水道ビジョンにつきましては、10年間の経営戦略として、安全・安心で持続した水環境の構築を目指してを基本理念とし、3つの基本目標と5つのキーワードにより策定し、現在事業を取り進めております。

次に、2、中期経営プランですが、下段にイメージ図を掲載しておりますが、計画期間10年の長期的視野に立ったビジョンを前期、後期の5年ごとの実施計画として各取り組み項目の具体的な年次計画や目標を定めたものであります。本年度が前期計画の最終年となりますことから、実施事業の検証を行い、社会環境等の変化を反映し、中期経営プラン後期を策定するものであります。

2ページをお開きください。中期経営プラン前期計画の進捗状況であります。水道事業では主要施策に掲げた25事業のうち、前期計画期間内に実施予定でありました重要な基幹施設の耐震化や広郷浄水場から三輪ポンプ場までの2系統化など、3事業について計画どおり事業が完了いたしました。

3ページに、事業計画一覧と実施状況を掲載しておりますが、表の右端に二重丸印で表示しておりま

す。残り22事業のうち15事業につきましては、おおむね計画どおりであり、後期計画期間も継続して実施いたします。丸印で表示しております。また、平成27年度完了を予定しておりました吉野取水・導水施設更新事業の検討、実施につきましては、現時点で施設の健全性が保たれておりますことから、維持管理を行いながら更新時期を見きわめることとして延期といたしました。バツ印で表示しております。その一方で、残り6事業につきましては、経営状況、緊急度等を勘案した中で一部未実施となりました。三角印で表示しております。

次に、下水道事業では主要施策13事業のうち、分流化整備事業など3事業について計画どおり事業が完了いたしました。二重丸印です。残り10事業のうち9事業がおおむね計画どおりであり、後期計画期間も継続して実施いたします。丸印です。一方で、数値目標に掲げました14幹線耐震化率では、目標値に達しない見込みであります。

詳細につきましては、3ページに実施状況として二重丸印が完了、丸印が継続実施、三角印が一部未実施・変更、バツ印が延期で表示しております。

次に、4ページをお開きください。前期計画で定めました平成26年度末での数値目標に対して、確定値であります25年度末での数値であります。現時点では13項目中6項目が目標値に達していない状況でございます。

次に、5ページをごらんください。財政状況でございます。（1）、水需要の推移ですが、料金の対象となった水量の有収水量では人口減少等の影響から減少傾向ですが、給水戸数が増加しており、わずかな減少となっております。

次に、（2）、財政収支の状況の①、水道事業ですが、表の上段が前期計画、下段が実績と平成26年度は決算見込みであります。表の2段目、うち料金収入欄の料金収入では計画をやや下回りましたが、経費の縮減等に努めた結果、表の下段、資金残高(C)の平成25年度の決算額では、計画で15億1,400万円に

対しまして実績では26億9,900万円となり、計画を上回り必要な資金の確保はできました。

次に、6ページをお開きください。②、下水道事業ですが、水道事業同様に表の2段目の使用料収入は、計画をやや下回りましたが、経費の縮減等に努めた結果、資金残高(C)の平成25年度の計画では、約28億9,900万円の資金不足に対しまして、実績では19億9,500万円の資金不足額となり、計画より改善することができました。しかしながら、依然として約20億円の資金不足が生じており、非常に厳しい経営環境でありますことから、平成26年10月から下水道使用料を3.9%改定させていただくものとともに、事務事業の有効性、効率性を検討し、資金不足の解消を目指すことといたしました。

以上が、中期経営プラン前期の進捗状況であります。一部事業が遅れているもの及び数値目標に達しないものがありますが、おおむね計画どおり進捗していると考えております。

次に、7ページをごらんください。中期経営プラン後期、平成27年度から平成31年度の策定に当たりまして基本的な考え方ではありますが、前期計画の進捗状況及び経営状況等を踏まえ、水道、下水道事業の現況といたしましては、料金収入の減少傾向が予想される中で、耐用年数を超える施設の増加による老朽化対策及び大震災や昨今の異常気象に対する備えが喫緊の課題であり、これらを計画的に進め、ビジョンの実現に向け事業の着実な推進に努めるものであります。

8ページをお開きください。実施計画の体系図となりますが、ビジョンの内容と同様に基本理念のもと基本目標、基本方針、主要施策を掲げております。

次に、9ページから15ページでは、事業計画の概要としまして、主要施策の項目ごとに事業の内容、進め方ですが、ほとんどが前期計画から継続実施するものであります。

まず、9ページの基本目標1、安全で快適な生活環境の確保として基本方針1、水源の保全では、①、

水源水質調査、パトロールの継続、関係機関協議会の参加など、水源水質の維持向上に向けて引き続き取り組みます。

次に、基本方針2、水質管理体制の強化では、下段の主要施策③に、専用水道にかかわる権限が委譲されましたことから、これを追加いたしました。

次に、11ページをお開きください。基本方針4、施設の再構築では、主要施策①の3行目、金華取水導水配水施設の更新につきまして、前期計画で更新事業の実施を予定しておりましたが、配水系統の変更や維持管理の効率化などを含めた中で検討することと変更いたしました。

次に、12ページをお開きください。基本目標2、災害等に強い上下水道の確立として、基本方針1、施設の災害対策の強化では、構造物については耐震診断の結果により、また管路については長寿命化計画や老朽管の更新にあわせて、引き続き耐震化に取り組みます。

13ページの基本方針2、安定給水の確保では、主要施策②、浄水、配水系統間の相互融通として、金華浄水系統から広郷、温根湯温泉浄水系統連絡管工事の実施を予定いたします。

次に、14、15ページにつきましては、基本目標3、お客様サービスの向上と経営基盤の強化といたしまして、前期計画を引き続き継続して実施するものであります。

次に、16、17ページでは、具体的な数値目標の一覧であります。このうち、基本目標1の2段目、下水道普及率、基本目標2の浄水場耐震化率、ポンプ場耐震化率、配水池耐震化率及び一番下段になりますけれども、雨水面積整備率の5項目につきましては、ビジョン策定時の目標値より高い水準に変更いたしました。

また、17ページの基本目標3の3段目、有収率につきましては、老朽管の布設がえや漏水調査の実施などに取り組んでまいりましたが、通しでは行きどまり管の多い管網であり、水質を確保するため末端



で水を捨てており、これが多いために前期計画策定時の平成20年度の数値が76.9%から平成25年度末で78.4%と改善値が低い状況でございます。このため、有収水量に捨て水等の局事業用水量などの無収水量などを加えた有効水量に対する給水量の割合を示す数値目標、有効率を新たに設け漏水対策に取り組むこととし、平成25年度末での有効率は84.7%ですが、平成31年度の目標水準を90%と設定いたしました。

次に、18ページから19ページでは、財政収支見通しであります。4の1、財政状況では、水道事業については水道使用量が減少傾向にあります。平成22年度の料金改定の実施や業務の見直しなどを進めた結果、安定した経営状況で推移してきました。また、下水道事業につきましても事業の効率化を図るとともに、平成17、22年度に料金改定をするなど収支状況の改善を図ってきました。しかしながら、資金不足の状況や今後の人口減少等により水需要は減少傾向にあり、さらに施設の更新需要の増大や災害への備えなど厳しい経営環境の状況から、下水道使用料については平成26年度にも料金改定をお願いしたところでございます。

次に、水需要量の推計ですが、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を利用し、将来給水量の推計を行うと、今後減少傾向が続くと予想される結果となっております。

次に、4の2、財政収支の見通しですが、まず、水道事業では平成22年度の料金改定の激変緩和措置により料金収入は年々増加してきましたが、今後の水需要の減に伴い減少が予想され、また平成20、21年度に実施した緊急整備事業やここ数年の危機管理対策事業などの影響により、収支状況は徐々に厳しい状況になりつつあります。

また、下水道事業では料金改定の効果により、単年度収支が一定程度改善し資金不足も解消の方向に向かっていますが、水道事業同様に厳しい状況が想定されます。いずれにいたしましても、両事業とも今後の水需要の動向に左右されるところではあり

ますが、期間中における収支状況においては、おおむね着実に事業を実施していける状況にあると考えております。

20ページでは、先ほど説明いたしましたビジョン事業計画からの主な変更点についてまとめて記載しております。

最後に、プラン案の策定に際しましては、素案を上下水道審議会にて議論をいただき、その後昨年12月26日から本年1月26日の期間でパブリックコメントを実施した後、再度審議会を開催し、最終案として決定いただいたところであります。なお、パブリックコメントにおけるご意見はありませんでした。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○（隅田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（宮沢委員） ただいま、理事者から説明がございましたけれども、総じて人口減少が北見市でも起こってくるというこの現実を踏まえまして、それと同時に高齢化社会の到来に伴って、65歳以上のパーセンテージも30%を超えるような事態になってくるわけですので、施設の更新を行わなければならない、あるいは経営環境が悪化したから値上げしていただきたいというようなことで値上げをしてみましたけれども、今後は人口推計から考えても、料金収入は下がってもふえないというように考えられます。その場合、減少した人数に掛け合わせて、また料金を上げさせてほしいという状況にはなってはいかない。というのは、年金生活者がふえるわけですので、市民のライフラインというようなものについて上げればよいという考え方ではなくて、自分たちみずから健全経営をどのようにしていくのかという意気込みについて、局長から伺いたいと思います。

○（今 局長） 宮沢委員から、料金値上げに関してご質問がございました。私も企業局として今ご説明させていただきましたけれども、人口減少、料

金収入の減少等々、これから想定をされます。しかし、現状この計画の見直しで、ほぼやっていけるということをご説明させていただきましたが、今後それ以降も人口の減少、あるいは今言われました高齢化ということが考えられると思います。企業局としてできる限りの努力をさせていただいた中で、料金については今後検討をさせていただきたいというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○（宮沢委員） いずれにしましても、そういう高齢化社会に向けて、さらに年金生活者がふえるということも踏まえて、安易に値上げということではなくて、そういう企業努力をしながら、市民の負託に応えていくという努力をしていただきたいというように思います。

以上です。

○（隅田委員長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で企業局からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

---

午前10時48分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前10時48分 閉議

---